

電子入札案件に紙入札で参加するための手続き

電子入札システムを利用できない方でも、紙入札により電子入札案件に参加することが可能です。

紙入札で入札に参加するために必要な手続きは、下表のとおりです。

- 1 入札案件（公告）の確認
公庫のホームページ又は調達情報サービスで入札案件（公告）を確認してください。
- 2 入札説明書等の取得
入札説明書等を取得する場合は、調達情報サービスで利用申請を行い、調達情報サービスにログインすることで入札説明書等を取得することができます。
- 3 入札参加申請
入札参加を希望する案件の入札説明書の定めに従い、参加申請に必要な書類（紙入札承諾願を含む。）を提出してください。
電子入札案件に紙入札で参加する場合であっても、調達情報サービスで利用申請を行うことは必須です。
- 4 入札書の提出
入札期限までに、入札説明書の定めに従い、紙の入札書を公庫に提出してください。
なお、入札書にはくじ番号を記載する欄を設けていますので、必ずくじ番号を記載してください。
- 5 開札手続
電子入札案件に紙入札で参加された方は、開札手続に立会うことができます。
政府調達案件及び入札説明書等で公庫が特に指定した案件を除き、立会いを行わなかった方は、再度入札には参加できません。

（注）従来の入札案件への参加方法と異なる部分を太字下線にしています。